

令和6年10月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月24日(木) 午後2時30分～
2. 開催場所 東十郷コミュニティセンター 1階 多目的ホール
3. 出席委員 23名(番号は議席番号)

1番 岡村 素子	2番 清兼 義靖	3番 坪田 信次
4番 塚谷 英則	5番 木村 公明	6番 吉田 清憲
7番 水野 陽一	8番 牧野 典代	9番 (欠席)
10番 本田 雄揮	11番 高嶋 俊輔	12番 高橋 正晃
13番 長谷川 喜道	14番 田中 慎一郎	15番 宮田 啓一
16番 中垣内 勇夫	17番 岡 直毅	18番 寺嶋 太寿男
19番 月岡 透	20番 (欠員)	21番 竹内 ゆかり
22番 宮寄 美恵子	23番 大川 勝利	24番 田中 正信
25番 三寺 總左エ門		
4. 欠席委員 1名(番号は議席番号)

9番 大嶋 裕一
5. 出席者  
(農業委員会事務局)

局長 中田 誠	次長 佐賀 雅治
書記 村本 竜也	書記 茶谷 倫代

(農業振興課)  
主事 伊藤 雄亮
6. 提出議案

議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第44号	農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について
議案第45号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第46号	現況証明願について
議案第47号	農用地利用集積計画の決定について
7. 議事録署名人

8番 牧野 典代	10番 本田 雄揮
----------	-----------

事務局長	<p>令和6年10月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>本日の欠席委員は、9番大嶋委員の1名から欠席の届出が出ております。したがって、ただいまの出席委員数は23名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは開会にあたりまして、三寺会長がご挨拶申し上げます。</p>
三寺会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、三寺会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>はじめに、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に8番牧野委員、10番本田委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<事務局説明>
議 長	<p>本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんでしょうか。無ければ、お諮りいたします。議案第43号は許可することに決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<事務局説明>
議 長	<p>次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。</p> <p>現地確認の報告をお願いいたします。</p>
委 員	<委員報告>

議 長	続きます、地元委員のご意見をお伺いします。
水野委員	整理番号44番を、7番水野委員お願いいたします。 7番水野です。現地確認委員のおっしゃったとおり、周辺の農地に影響がなく、お孫さんの建築ということで問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。
議 長	それでは、皆さんのご意見をお伺ひいたします。ご意見ございませんでしようか。 無ければ、お諮りいたします。議案第44号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移りますが、整理番号51は23番大川委員関連の申請ですので、整理番号51を除いて審議いたします。 それでは現地確認の報告をお願いいたします。
委 員	<委員報告>
議 長	続きます、地元委員のご意見をお伺ひいたします。
田中職務代理者	整理番号45番を、24番田中会長職務代理者お願いいたします。 24番田中です。このところの南側になるところは、以前河川改修をしたところみたいなので、ちょうど川と宅地の間にはコンクリート舗装が一部してあって、宅地課税のところの一部分だけがまだ換地かちょっと分からなかったんですけど、残っていて、周りも何ら、耕作地とかそんなの全くないので問題はないと思われるので、よろしく審議をお願いいたします。
議 長 宮田委員	続きます、整理番号46番を、15番宮田委員お願いいたします。 15番宮田です。不動産屋さんからそういうお話がありまして、現場の方も見に行ったんですけども、ちょうど工業試験場の北側、〇〇さんの駐車場ということで、農地が草林になっているような状況だったんですけども、駐車場として利用するのは問題ないと思います。
議 長	続きます、整理番号47番を、17番岡委員お願いいたします。

岡委員	17 番岡でございます。周辺は非常に、もうすでに宅地化されておりまして、生活排水等も完備されておりまして、何も問題ないというふうに思っております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議 長 吉田委員	続きまして、整理番号 48 番、50 番を、6 番吉田委員お願いいたします。6 番の吉田です。整理番号 48 番ですけども、別冊資料 24 ページに経緯が書いてあります。もともとは農舎を建てるということで、現在農舎が建てております。それを壊して新しく息子さんの離れを建てるということで申請が出たわけなんです。それから整理番号 50 番ですけど、これはお宮さんの敷地内の参道ですか、そこを砂利を入れて歩くためにしたということで、始末書が 29 ページに書いてありますので、それを読んでもらえば分かると思いますので、二つとも別に問題はないと思われまして、審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議 長	続きまして、整理番号 49 番を、9 番大嶋委員欠席のため、事務局の説明を求めます。
事務局	9 番大嶋裕一委員がご欠席されておりますので、整理番号 49 番、図面番号 6 番につきまして事務局より説明させていただきます。先ほどお話ありましたが、〇〇が主に来客用の駐車場を造成する目的とのことでした。田んぼとの境界には擁壁を設け、駐車場は舗装しないため、雨水排水は浸透させ、一部は西側の側溝から排水路に流入するとのことでした。周辺の営農にも影響ないということから、問題ないと思っておりますのでよろしくお願い申し上げますというふうに伺っております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議 長	それでは、整理番号 45 から 50 についてのご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
田中慎委員	14 番田中です。ちょっと聞きたいんですけど、この図面番号 7 番のところに始末書が付いているんですけども、これとか顛末書というやつは、出しているところがあるんですけど、この宛先がね、この始末書の場合は福井県知事になってるんやね。その前のやつやったら坂井市農業委員会が宛先になってるんですけど、この違いは何を意味するのかちょっと教えていただきたいんですけど。
事務局	今回始末書の方ですと、違反転用というふうな形になりますので、許可権者というのはあくまでも、最終的な許可の決定は県知事になるんですけど、違反ですともうすでに埋め立てられているというところで、今回の場合ですと県知事宛てになっています。今回出してもらっている顛末書等の部分につきましては、違反ではないんですけど、経緯を説明するということを出していただいているものということで、この場出すものということで坂井市農業委員会宛てというような形になっております。以上です。
田中慎委員	そうしたらこれは県の方にそういう申請を出しているということですのでよろしいんですかね。この案件については。

事務局	そうです。この部分につきましてはこの会議が終わったあとに、県に違反ですというところで申請を出すような形になります。
田中慎委員	県からどういう結果だったかというのは、また後日県から回答がきたときにこの委員会の中で報告があるというふうに考えればいいですか。
事務局	許可が出るとそのまま許可という形になるので、こういう案件につきましては県の方から許可は出ていますというのはまた後日報告させていただこうと思います。
田中慎委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	ほかにご意見ございませんでしょうか。
寺嶋委員	18番寺嶋です。確認なんですけど、整理番号49番の〇〇の駐車場の件なんですけど、これもう以前に申請されていたと思ったんですが、私の勘違いでしょうか。
事務局	こちら、以前除外の方の申請がありまして、今回農地転用の方の申請が上がってきているというような形になっております。
寺嶋委員	ありがとうございます。
議長	ほかにご意見ございませんでしょうか。 無ければ、お諮りいたします。議案第45号の整理番号45から50は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」の整理番号45から50については、許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、整理番号51の審議に移ります。 本議案は23番大川委員関連の申請ですので、大川委員は退席をお願いいたします。
	(大川委員退室)
議長	それでは現地確認の報告をお願いいたします。
委員	<委員報告>
議長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。
中垣内委員	大川委員に代わりまして、16番中垣内委員お願いいたします。 16番中垣内でございます。この案件につきましては、今ほど現地確認委員さんのおっしゃるように雨水の対応も完全になされていると。また、周辺は東側、南側は道路でございまして、いわゆる周辺の農地への影響はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長	<p>それでは、整理番号51についてご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。議案第45号の整理番号51は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」の整理番号51については、許可相当と認め、意見決定いたしました。</p> <p>ここで、大川委員の入室を認めます。</p> <p>(大川委員入室)</p>
議 長	次に、議案第46号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	それでは、現地確認の報告をお願いいたします。
委 員	<委員報告>
議 長	続きます。地元委員のご意見をお伺いいたします。
清兼委員	<p>整理番号16番を、2番清兼委員お願いいたします。</p> <p>2番清兼です。事務局ならびに現地確認に行かれた委員さんの報告のとおり、何ら問題ありませんので審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	整理番号17番を、11番高嶋委員お願いいたします。
高嶋委員	11番高嶋です。事務局と現地確認委員さんのおっしゃったとおりだと思いますので、問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。
議 長	<p>それでは本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>無ければお諮りいたします。議案第46号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議がないと認めます。議案第46号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といた</p>

<p>農業振興課</p>	<p>します。農業振興課の説明を求めます。</p> <p>&lt;農業振興課説明&gt;</p>
<p>議 長</p>	<p>本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>無ければお諮りいたします。議案第47号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がないと認めます。議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>(午後3時18分 議事終了)</p>